

## I. 居住支援業務の期間について

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## II. 実施業務について

### 1. 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談

#### 1) 相談窓口設置

社会福祉法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課内 居住支援窓口

【TEL：053-988-3012】

#### 2) 情報提供（広報・啓発）

ホームページへの掲載やチラシ作成等を実施し、地域関係者及び関係団体、各相談事業所等に周知を行い、居住支援法人の理解を推進する

【URL：<https://www.tenryu-kohseikai.or.jp/>】

#### 3) マッチング

住宅確保要配慮者と不動産（大家）とのつなぎ・調整を行う。

#### 4) 同行支援

物件の見学や賃貸の契約時等の同行支援を行う。

#### 5) 相談機関との連携

地域包括支援センター、相談支援事業所、自立相談支援センター等との連携を図り、住宅確保への協力、調整を行う。

### 2. 見守りなど要配慮者への生活支援

#### 1) 訪問支援

必要に応じて訪問や電話等連絡による見守り及び安否確認を行う。

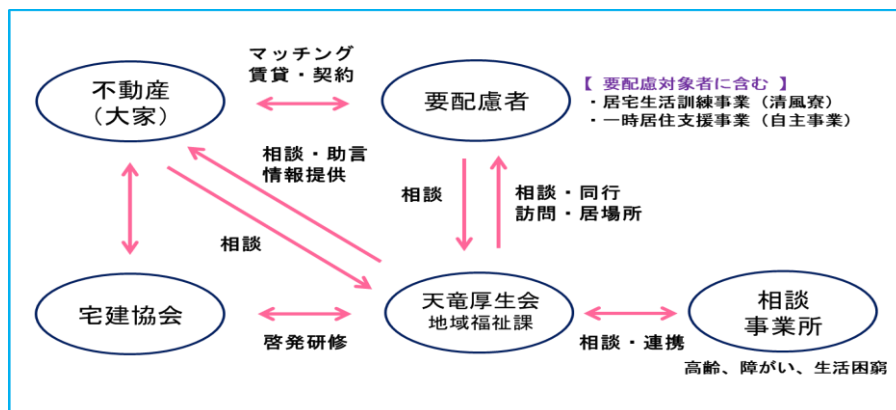
#### 2) 居場所づくり支援

住居の近くにある事業所等の活動への参加のための情報提供や伴走的なつなぎ支援をすることで居場所構築を図る。

### 3. その他附帯する業務

#### 1) 居住支援体制づくり

地域の社会資源を活用した支援体制づくりの体系化に取り組む



## 2) 啓発研修

都道府県及び市町村居住支援協議会等への参画から各関係団体と連携し、住まい確保のための理解・普及を図る研修会を開催する。

また、居住支援業務における人材育成に向けて居住支援協議会や外部研修等への参加により、相談員の資質向上を図る。

## III. 対価等について

前述のII. 1～3に関して、相談費用等は対価を求めず無償にて行う。なお、賃貸契約等における当法人からの金銭貸付等は実施せず自己負担とする。

## IV. 事業計画等の公表の方法について

当法人ホームページ上の居住支援関連ページへ掲載する。

以上